

第 9 0 号議案

公益的法人等への足立区職員の派遣等に関する条例の一部を改正
する条例

上記の議案を提出する。

平成 2 1 年 6 月 9 日

提出者 足立区長 近 藤 弥 生

公益的法人等への足立区職員の派遣等に関する条例の一部を改正
する条例

公益的法人等への足立区職員の派遣等に関する条例（平成 1 4 年足立
区条例第 2 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項第 3 号中「財団法人」を「公益財団法人」に改める。

第 8 条第 2 号を削る。

付 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第 2 条第 1 項第 3 号の規
定は、平成 2 1 年 4 月 1 日から適用する。

（提案理由）

派遣先団体の名称変更に伴い、規定を整備するとともに、株式会社足
立コミュニティ・アーツに職員を派遣する必要がなくなったので、この
条例案を提出いたします。